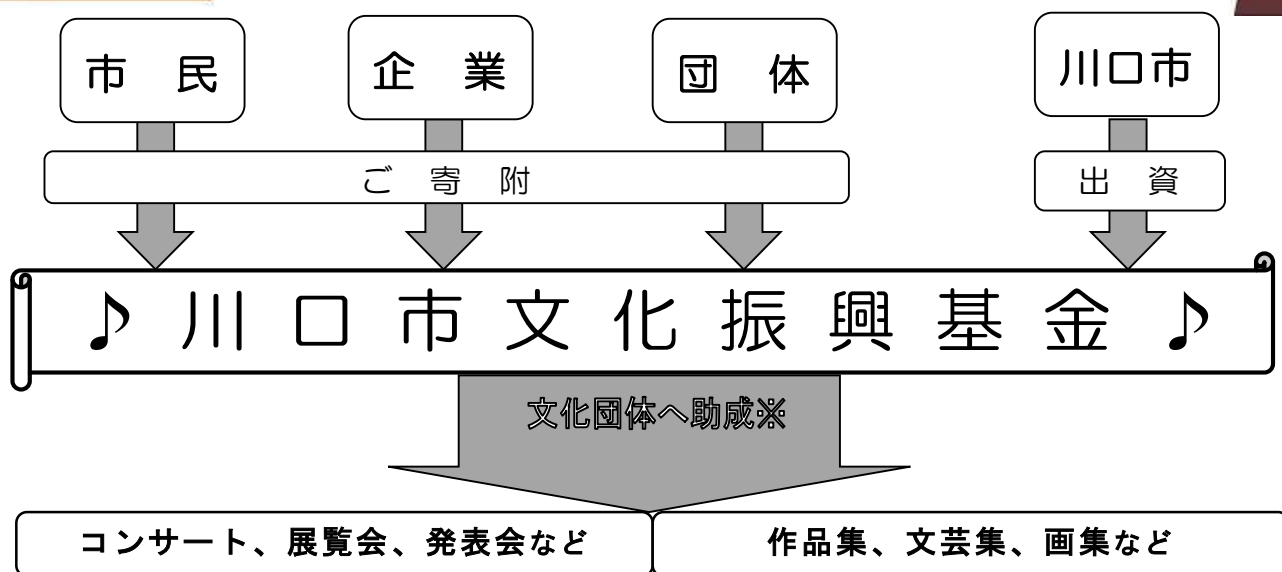
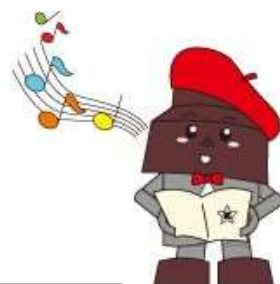


市民の文化芸術活動を応援して下さい！

～川口市文化振興基金への寄附のお願い～

皆様からのご寄附と市の出資金からなる「川口市文化振興基金」は、市民の皆様の文化芸術活動が活発に展開されるよう、助成や活動支援を行っています。文化振興基金の拡充にご支援、ご協力をお願いします。お力がコンサートや展覧会などへの助力となり、市民の潤いや安らぎへつながります。



※ 文化振興助成事業募集のご案内も併せてご覧ください。

◆ふるさと寄附金の税控除制度について◆

個人の方が「ふるさと寄附金」として地方自治体に寄附した場合、寄附金額のうち2,000円を超える金額が、所得税・住民税から控除される制度が適用されます。なお、優遇措置を受けるには所得税の確定申告又は寄附先の地方自治体にワンストップ特例の申請（確定申告が不要な給与所得者などの場合）が必要です。

- 寄附金控除の対象
全国の都道府県・市区町村に対する寄附金（居住地・出身地などの限定はありません。）
- 寄附金控除対象額
寄附金のうち、2,000円を超える額（総所得金額の30%を超える額は対象外）
- ふるさと寄附金の特別控除
個人住民税の所得割額の20%を限度として割増しで税額控除されます。
※令和元年6月1日から、総務大臣の指定を受けた地方自治体への寄附金のみが特別控除されます。（川口市は総務大臣の指定を受けています。）

• 川口市外在住の個人の方に対して、返礼品が贈呈されます。

☆文化振興基金への寄附金の申し出に関すること

川口市教育委員会 文化推進室（電話048-258-1116）

※税の控除に関すること 川口市市民税課（電話048-259-7634～7636、7245）

※制度全般に関すること 川口市税制課（電話048-271-9230）

川口市応援寄附申出書

令和 年 月 日

(あて先)
川口市長 奥ノ木 信夫

〒 _____
ご住所 _____

お名前 _____

お電話番号 _____

メールアドレス _____

私は、文化振興基金に寄附をしたいので申し出ます。

寄附金額 金 _____ 円

【希望するご入金方法】

- ・金融機関からの払込み
- ・現金書留払い
- ・現金持参

寄附金の受付先

川口市教育委員会 文化推進室

〒332-0033

川口市並木元町1-76

電話 048-258-1116(直通)

FAX 048-240-0525

E-Mail 070.12000@city.kawaguchi.saitama.jp